

## 第15回 詐害行為取消権

2018/01/17

松岡 久和

### 【詐害行為取消権の基本構造】

**Q15-01** XはAに対して3000万円のα債権を有していた。Aは、Yに株式（時価2000万円）を贈与し、Zに対する2000万円の債権を免除した。Xは誰を相手に何を請求できるか。

#### 1 詐害行為取消権の意義と機能

- ・債権者を害する法律行為の効力を失わせて責任財産を維持・保全
- ・取消し：債権者代位権以上に、債務者の財産管理権に強く干渉
- ・強制執行・保全執行との違い：積極的な財産回復
- ・否認権（破160条以下、会更86条以下、民再127条以下）と機能分担←ローマ法以来の沿革
- ・倒産間際の債権者の優先争いの枠付け（偏頗弁済の不平等の一定の是正）  
→債権者・債務者・転得者のみならず、債権者間の利害調整も射程内

#### 2 改正前の判例理論による詐害行為取消権制度の法的性質（PⅡ53：転得者がいるのに債務者・受益者を共同被告として取消しのみを求めた訴訟の適法性が争点）

- ・①法的性格：取消し+返還請求（折衷説）。ただし取消しのみ請求も可能
- ・②取消しの性質：相対的取消し=相対的無効←→立法者（121条の取消しと同視）
- ・③訴えの相手方：受益者又は転得者のみ（選択可能）。債務者に被告適格なし

### 【詐害行為取消権の要件】

**Q15-02** Q15-01においてXのα債権が、①贈与契約前にAの債権者と結んだ保証契約に基づき、贈与契約後に保証債務を弁済した求償権であるとき、または、②贈与契約後の保証契約に基づく保証債務を弁済した求償権であるとき、Xの取消請求は可能か。

**Q15-03** XはAに対して3000万円の債権を有し、この債権につきA所有の甲不動産（時価2000万円）に抵当権の設定を受けて登記を備えた。Aが甲以外のめばしい財産である乙をYに贈与して移転登記をした場合、Xの取消請求は可能か。

**Q15-04** XはAに対して3000万円の債権を有し、この債権につき物上保証人B所有の甲不動産（時価5000万円）に抵当権の設定を受けて登記を備えた。Aが唯一の財産である乙をYに贈与して移転登記をした場合、Xの取消請求は可能か。

**Q15-05** Xは、A所有の甲不動産（時価5000万円）を買い、代金4000万円を支払ったが、Aが甲をYに二重に売却してYが移転登記を先に備えたため、Aに対する債権は履行不能となった。甲がAの唯一の財産であると知っていたYに対して、Xの取消請求は可能か。

#### 1 一般的な取消要件

- ・①被保全債権の発生原因が詐害行為前に存在すること
- ・②財産権を目的とする債務者の行為（弁済など準法律行為を含む）
- ・③詐害性：②が債権者を害すること＝責任財産の減少・債務者の無資力化
- ・④債務者の悪意
- ・⑤受益者の悪意…被告に善意の証明責任

#### (1) 被保全債権

- ・被保全債権の発生原因が詐害行為前に存在すれば行為後に発生した債権であればよい

(改正前の通説的見解と異なる判例法理) ⇒新424条3項

**例** 婚姻費用分担調停後債権発生前 (P II 56)、準消費貸借成立前 (P II 69)、遅延損害金、保証人の事後求償権取得前 (P II 77)

- ・この要件をみたさない債権者には詐害行為前の債務者の財産状態への信頼なし

**例** 被保全債権成立前の譲渡に基づく被保全債権成立後の移転登記 (P II 54)、確定日付のある証書による債権譲渡の通知 (P II 57) — 破産法では対抗要件否認の対象

- ・債務者設定の物的担保の付いた債権は無担保部分のみが被保全債権
- ・人的担保・物上保証の付いた債権には債務者の責任財産に対する優先弁済権がなく、債務者の財産保全の必要があるため被保全債権となる
- ・弁済期未到来でも可 ← 債権者代位権は保存行為以外弁済期後が原則
- ・詐害行為時に特定債権でも可 (P II 55: 代物弁済による二重譲渡の第一譲受人の債権)  
←最終的には損害賠償債権として責任財産が抛り所。取消権行使時に金銭債権に変じている必要があるか否かには争い有

## (2) 債務者の財産行為

- ・「債務者の行為」: 物上保証人や受益者の行為は債務者の詐害行為でない
- ・「財産権を目的としない行為」を除く財産行為 (新424条2項)

**非該当例** 浪費家との婚姻や養子縁組、相続承認・放棄 (P II 68)、財産分与 (原則)

**該当例** 財産分与の例外: 768条3項の規定の趣旨に反して不当に過大な財産分与や慰謝料支払合意 (P II 71)、遺産分割協議 (P II 72)

## (3) 詐害性

- ・「責任財産の減少」: 当該行為を取り消さないと債務者が**無資力**であること  
＝消極財産 (債務) が積極財産を超えること (債務超過) ≠ 支払不能 (流動資産不足)
- ・すでに他の債権者の担保権の目的になっている財産は、被担保債権額を控除した部分だけが一般財産としての積極財産
- ・抵当不動産が譲渡されても抵当権には追及効があるので債権者は害されない
- ・詐害行為時が無資力の判断基準時。しかし、事実審の口頭弁論終結時までには債務者が資力を回復すれば、取消しの必要がなくなり、請求棄却

## (4) 債務者の悪意

- ・積極的な特定債権者に対する加害の意思は不要。無資力になることの認識で足る  
※多くの場合、行為の客観的な詐害性から悪意が推認される

## (5) 受益者が善意でないこと 悪意は詐害行為の認識で足りる

## 2 財産減少以外の詐害行為: 相関的総合判断 (判例) から否認類似の類型 (改正法) へ

**Q15-06** 債務者が次の行為により無資力となった場合、詐害行為として取り消すにはどうい  
う要件が必要か。①不動産の時価売却、②一部の債権者に対する弁済、③一部の債権者  
に対する担保の提供、④3000万円の債権者に対する5000万円の不動産による代物弁済

**Q15-07** XはAに対して3000万円の債権を有していた。Aが唯一の財産である甲不動産 (時価1  
億円) を6000万円でYに売って代金の支払と引換えに移転登記をし、Yは、甲をZに対  
する8000万円の債務の代物弁済にあて、Yに移転登記をした。Xは、どういう要件をみ  
たしたときに、どの行為を取り消すことができるか。

## (1) 相関的総合判断: 客観的詐害性と主観的意図の衡量 ← 1か条の柔軟運用

- ・法律行為の有償 (対価の相当性も問題) ・無償 — 後者ほど詐害性大
- ・被処分財産の重要性 — 重要性が大きいほど詐害性大

- ・ 処分の相手方－債権者以外に対する処分（財産隠しタイプ）の方が詐害性大
- ・ 法律行為の目的・動機の正当性－詐害性を阻却する正当化事由  
債務の弁済、子女の生活費・教育費捻出、営業の継続など（PⅡ 62-64）
- ・ 通謀－それだけで詐害性が肯定される傾向だが認定例は少ない

(2) 具体例

- ・ 財産の贈与、債務免除、不当廉売⇒財産減少行為なので原則として詐害性有
- ・ 不動産の時価売却 **原則** 費消・隠匿しやすい金銭に変える点で詐害性有（PⅡ 65）  
←→不動産取引の安全や債務者の再建を阻害、倒産の場合との「**逆転現象**」
- ・ 一部の債権者への偏頗弁済は、原則として詐害性なし。その債権者と通謀して他の債権者を害する目的（通謀加害意図）でした弁済は詐害性有（PⅡ 59・60・67）  
←→弁済により債務が消滅するので責任財産減少なし、弁済は義務行為
- ・ 一部の債権者への担保権設定は、原則として詐害行為（PⅡ 66）  
**例外** 生活維持や立直し資金を得る目的で新規融資を受けるためにする担保権設定（PⅡ 64：同時交換的行為）は詐害性なし
- ・ 代物弁済は、本来の義務の履行ではないので、原則として詐害性有（PⅡ 60）  
←→担保設定は新規借入れと同じ、代物弁済も相当価格なら財産減少なし

(3) 改正法：否認権類似の類型化

①相当の対価を得てした財産の処分行為の特則（424条の2）

原則：詐害行為でない

例外：3要件（隠匿等処分の具体的危険、債務者の隠匿等処分意思、受益者の悪意）

②偏頗行為（特定の債権者に対する担保の供与・弁済）の特則（424条の3）

義務行為 原則：詐害行為とならない 例外：通謀加害意図

非義務行為 例外拡張：危機時期（支払不能前30日以内）の通謀加害意図

③代物弁済等の特則（424条の4）

前条に該当する場合 例外要件をみたせば全部取消し

本条に該当する場合 過大な部分のみ424条により取消可⇒常に価額償還

④転得者に対する詐害行為取消請求（425条の5）

受益者と全転得者（転得者以下がいる場合）の悪意の立証が必要←取引の安全

※ただし、悪意の対象は「債権者を害する債務者の行為」で足り、前主等の悪意についての悪意（二重の悪意）は不要⇒倒産法もあわせて改正

## 【詐害行為取消権の行使方法等】

**Q15-08** Q15-05においてXは、取消しが認められる場合、Yに何を求めることができるか。

**Q15-09** Q15-07においてXは、取消しが認められる場合、誰に何を求めることができるか。

### 1 責任財産の回復方法

- ・ **基本的効果** 取消し＋原状回復＝強制執行の準備（新424条の6）  
免除の場合には取消しのみで債権が復活
- ・ 現物返還原則、それが困難な場合に価額償還  
基準時は詐害行為取消訴訟の事実審口頭弁論終結時（PⅡ 75）

### 2 裁判上の請求

- ・ 訴えによる行使：抗弁としての行使は不可→反訴提起（PⅡ 73）

### 3 被告（新424条の6）

- ・ 相対効ゆえ債務者には被告適格がない⇒手続保障としての訴訟告知  
← 必要的共同訴訟とすると訴訟手続が重くなり和解も困難で制度が使えない
- ・ 受益者and/or 転得者が被告（選択可。新424条の5の要件に注意）

### 4 取消しの範囲（新424条の8）

- ・ 詐害行為の目的物が可分の場合および価額償還の場合 被保全債権額を限度とする一部取消し ← 事実上の優先弁済機能（後述）
- ・ 目的物が不可分の場合 全部取消しが可能（PⅡ 76）  
**【例外】** 抵当権付不動産が詐害的譲渡された後に抵当権が被担保債権の弁済により消滅した場合（PⅡ 74）、抵当権者が目的不動産で代物弁済を受けた場合（PⅡ 77）、抵当権が取消しによって復活しないときは、一部取消し・価額償還

### 5 債権者への支払または引渡し（新424条の9）

- ・ 金銭・動産の場合の直接の引渡請求←債務者が受領を拒絶すれば執行不可能  
⇒代理弁済受領＋相殺による事実上の優先弁済の容認
- ・ 不動産：所有権移転登記抹消または債務者への移転登記請求（転得者のみ被告の場合）  
←債務者の意思にかかわらず実現可能。取消債権者（＝第一譲受人）自身に対する移転登記請求は共同担保の保全という目的の趣旨に沿わないので不可（PⅡ 58）

## 【詐害行為取消権の効果】

**Q15-10** Q15-07において請求が認容された場合、YやZは誰に何を求めることができるか。

#### 1 債務者等に対する効力の波及（新425条）

- ・ 債務者とその全ての債権者には取消しの効力が及ぶ（効力の拡張）  
⇒債務者に対する強制執行。債務者の他の債権者も執行可能
- ・ 取消訴訟の被告になっていない受益者及び転得者には無影響（相対効の維持）  
⇒被告でない受益者に対して転得者は権利を取得しない。被告でない受益者は債務者に対して給付の返還等を請求できない

#### 2 財産を返還した受益者の権利（新425条の2および3）

- ・ 財産減少行為の取消しの場合、反対給付の返還請求権またはその価額償還請求権
- ・ 債務消滅行為の取消しの場合、債務者に対する債権が復活
- ・ 反対給付請求権について同時履行関係や優先権は否定

#### 3 財産を返還した転得者の権利（425条の5）

- ・ 仮に受益者が取消訴訟の被告であれば有していたはずの上述2の権利を転得者が取得
- ・ 上限は被告になった転得者が前主に対してした出捐額（ただし書）

## 【詐害行為取消権の期間制限】

- ・ 債務者が債権者を害することを知って行為をしたことを債権者が知った時から2年または行為の時から10年の出訴期間制限。長期は20年から短縮（426条）